

## ひとり親家庭アンケート調査票に記載されている「施設」「事業」のあらし

ひとり親家庭アンケート調査票に書かれている主な事業や施設等の概要は以下のとおりです。

回答の参考にしてください。

### 【か】

#### ○学童クラブ

保護者が就労や病気等で保育できないお子さんの、放課後の生活の場です。お子さんが安心して楽しく過ごせるよう、遊びや集団活動を中心にした運営を行っています。

\*対象：小学1年生～6年生

\*利用時間：平日（月曜～金曜）下校後（学校休業日は8時30分）～18時（延長利用は18時30分）  
土曜 8時30分～17時

\*利用料：月額4,000円（平成27年4月から） おやつ代 月額1,800円

#### ○区営住宅

区内に引き続き2年以上居住し、所得一定の基準以下で住宅に困窮している世帯の方が対象です。7月に空き家待ち登録者を募集します。ただし、使用許可期間が設定されます。

\*優遇抽せん：当せん率が一般の5倍になります。

#### ○高齢者等アパートあっせん事業

民間アパートを探されている方に、アパートあっせん事業に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。また、仲介手数料の支払いに対する助成制度があります。

\*69,800円を限度に初回契約時に支払った仲介手数料（消費税を除く）の額を助成金として支給される場合があります。（要事前予約）

#### ○子ども家庭支援センター（ゆうライン・相談窓口）

子どもと家庭に関する相談をお受けします。ひとり親に関する相談は母子・父子自立支援員がお受けします。

#### ○子どもショートステイ

保護者が病気、育児疲れ等で一時的にお子さんを養育できない時に、お子さんを区内の児童養護施設乳児院にて宿泊でお預かりする事業です。対象は0歳から12歳までのお子さんです。

\*利用料：2歳未満は1泊2日5,000円（1日増えるごとに2,500円）

2歳以上は1泊2日4,300円（1日増えるごとに2,150円）

### 【さ】

#### ○児童館

児童館はお子さんの遊びや自主活動支援、さまざまな体験プログラムや、お祭りなどの地域行事を提供しています。

\*利用時間：平日（月曜～金曜）10時～18時、土曜・日曜 9時～17時

#### ○住宅確保給付金

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、原則3カ月間（一定の条件により最大9カ月間）住宅支援給付（上限あり）を支給するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

#### ○受験生チャレンジ支援貸付

一定の所得以下の方で、中学及び高校の3年生のお子さんがある場合に、学習塾などの費用や費用を貸付けます。

#### ○就業支援専門員

就職、転職や資格取得等に対する各種制度の情報提供や、ハローワークへの同行等の支援を行います。

#### ○杉並区就労支援センター

区とハローワーク新宿が一体となり、キャリアカウンセラーによる就労準備相談（予約制）から、ハローワークのスタッフによる職業相談・紹介を行っています。また、就職活動に役立つセミナーも開催しています。

#### ○杉並福祉事務所相談窓口

貸付や生活保護受給の相談等を行います。ひとり親家庭（母子・父子自立支援員）や障害をお持ちの方の相談もお受けします。

### 【た】

#### ○男女平等推進センター 電話相談・法律相談

家族の問題・人間関係、セクシャル・ハラスメントなど、様々な悩みや問題を女性相談員が電話と面接によりお受けします。また、離婚や配偶者などからの暴力等について女性弁護士が面接相談を行っています。

## ○都営住宅

区内に居住し、所得が一定以下で、住宅に困窮している世帯の方が対象です。

\*優遇抽選：5月・11月上旬 当選率が一般の7倍になります。

\*ポイント方式：8月・2月上旬 住宅困窮度の高い方から順に入居資格審査対象とします。

## 【は】

### ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

就職に有利でかつ生活が安定しやすい国家資格を取得するため、養成機関での修業期間（上限24月）の給付金を支給します。

\*給付額：非課税世帯 月額100,000円 課税世帯 月額70,500円

### ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

就労やスキルアップに役立てるために、区が指定した対象講座を受講した場合に受講料の20%（4,001円～100,000円）に相当する費用を講座受講後に支給します。（申請は講座受講前）

### ○ひとり親自立支援プログラム策定

ひとり親自立支援プログラム策定員が生活保護受給者を除くひとり親の方を対象に、子育ての状況、個々の特性に応じて、必要な技能の習得方法を含めた総合的な自立計画（自立支援プログラム）を作成するなど、就労自立を支援します。

### ○ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の親子（子どもは20歳未満）が、休養やレクリエーションのために区の指定施設を利用するときに、利用料金の一部を助成します。

\*日帰り施設

年間1人1回、1,500円の利用補助券を交付します。

\*宿泊施設

年間1人2泊まで、1泊につき6,500円を限度に助成します。

### ○ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

父又は母等が就労など何らかの事情により、日常生活に支障が生じたときに、ホームヘルパーが自宅を訪問し、子どもの育児・食事の世話等をお手伝いするサービスです。

### ○ひとり親仲間づくり事業

ひとり親家庭同士が交流しあえる講座・講習会を開催し、自主グループづくりを支援します。また、区内の母子・父子福祉団体が自主的に開催する交流事業を支援します。

### ○母子及び父子福祉資金貸付

都内に6ヵ月以上居住し、20歳未満の子どもを扶養している母子及び父子家庭の親等に、経済的に自立して、安定した生活を送ることができるよう、必要な資金の貸付を行います。

母及び父の技能習得資金、子どもが高校、大学や専修学校に行くための修学資金、就学支度資金、生活資金、転宅資金等 12種類（原則、保証人を立てていただき無利子での貸付となります。）

### ○ファミリー・サポート・センター

子育てを手助けできる協力会員（研修を受けた区民）が利用会員（利用希望を登録をした区民）のお子さんの一時預かりや保育園等の送迎等を行います。概ね10歳までのお子さんが利用できます。

\*利用時間：6時～22時

\*利用料：9時～20時までは、1時間800円 6時～9時と20時～22時は1,000円

### ○母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる母子家庭、またはこれに準ずる世帯で、住まいや子どもの養育に困難を抱えている方が入居して、自立のための支援を受ける施設です。所得に応じた負担金があります。

### ○ベビーシッター

民間の事業所が、保育者を子どものいる自宅に派遣して預かる事業。保育時間や利用料、対象者は事業者により様々です。

## 【ま】

### ○マザーズハローワーク

ひとり親に限らず、仕事と子育ての両立を目指す女性に対して、お子さん連れでも相談しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供等の支援を行っています。

### ○民間入居者支援制度

民間アパートの契約・更新時に連帯保証人がいない方が、区と協定を結んでいる民間保証会社を利用することで、通常より優遇された保証料で保証委託契約を結ぶことができます。

\*30,000円を限度に初回契約時に支払った保証料（消費税を除く）の額を助成金として支給される場合があります。（要事前予約）